

監査報告書

令和6年5月20日

学校法人 杉野学園
理事会 御中

学校法人杉野学園

監事 石橋 和男

監事 伊藤 勲



私たちは、学校法人杉野学園（以下「学園」という。）の監事として、私立学校法第37条第3項及び学校法人杉野学園寄附行為第15条の規定に基づき以下の監査を実施しました。

1. 理事会及び評議員会等の重要な会議に出席して学園業務に関する意思決定及び業務執行の状況を監視するとともに議事録等の各種重要書類等を閲覧し、必要に応じて理事その他関係職員に説明・報告を求める等により、学園の業務及び理事の業務執行の状況を監査しました。
2. 学園の令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日）の事業報告書並びに財産目録及び計算書類等すなわち資金収支計算書（内訳表を含む）、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書（内訳表を含む）、貸借対照表（明細表を含む）、収益事業に係る貸借対照表、損益計算書（明細書を含む）、基本金等変動計算書及び注記表を監査しました。
3. 独立監査人の東陽監査法人から学園の財務報告プロセスの整備・運用状況の評価結果を受けるとともに、計算書類等の監査実施状況と監査結果の報告を受けました。

監査の結果、学園の業務に関する決定及び理事の業務執行に関する法令若しくは寄附行為に違反する重要な事実は認められません。また、上記事業報告書並びに財産目録及び計算書類等は法令及び寄附行為に従い、学園の状況並びに収支及び財産の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

以上

監 査 報 告 書

令和 6 年 5 月 2 0 日

学校法人 杉野学園
評議員会 御中

学校法人杉野学園

監事 石 橋 和 男

監事 伊 藤 勲



私たちは、学校法人杉野学園（以下「学園」という。）の監事として、私立学校法第 37 条第 3 項及び学校法人杉野学園寄附行為第 15 条の規定に基づき以下の監査を実施しました。

1. 理事会及び評議員会等の重要な会議に出席して学園業務に関する意思決定及び業務執行の状況を監視するとともに議事録等の各種重要書類等を閲覧し、必要に応じて理事その他関係職員に説明・報告を求める等により、学園の業務及び理事の業務執行の状況を監査しました。
2. 学園の令和 5 年度（令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日）の事業報告書並びに財産目録及び計算書類等すなわち資金収支計算書（内訳表を含む）、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書（内訳表を含む）、貸借対照表（明細表を含む）、収益事業に係る貸借対照表、損益計算書（明細書を含む）、基本金等変動計算書及び注記表を監査しました。
3. 独立監査人の東陽監査法人から学園の財務報告プロセスの整備・運用状況の評価結果を受けるとともに、計算書類等の監査実施状況と監査結果の報告を受けました。

監査の結果、学園の業務に関する決定及び理事の業務執行に関する法令若しくは寄附行為に違反する重要な事実は認められません。また、上記事業報告書並びに財産目録及び計算書類等は法令及び寄附行為に従い、学園の状況並びに収支及び財産の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

以上